
基本構想実施計画（26～28年度）指標案《福祉・健康分野》

目次

福祉・健康

| | |
|--------|----|
| 高齢者福祉 | 1 |
| 障害者福祉 | 5 |
| 生活福祉 | 8 |
| 健康づくり | 11 |
| 生活衛生環境 | 15 |

2-1 高齢者福祉

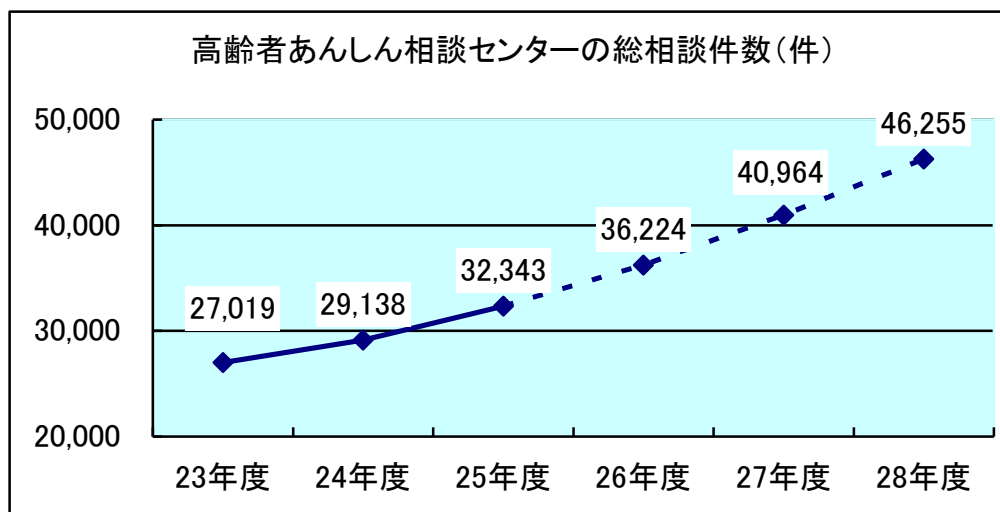
1 将来像

歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。

2 今後3か年の進行を管理する主な指標

(1) 地域包括ケアの推進



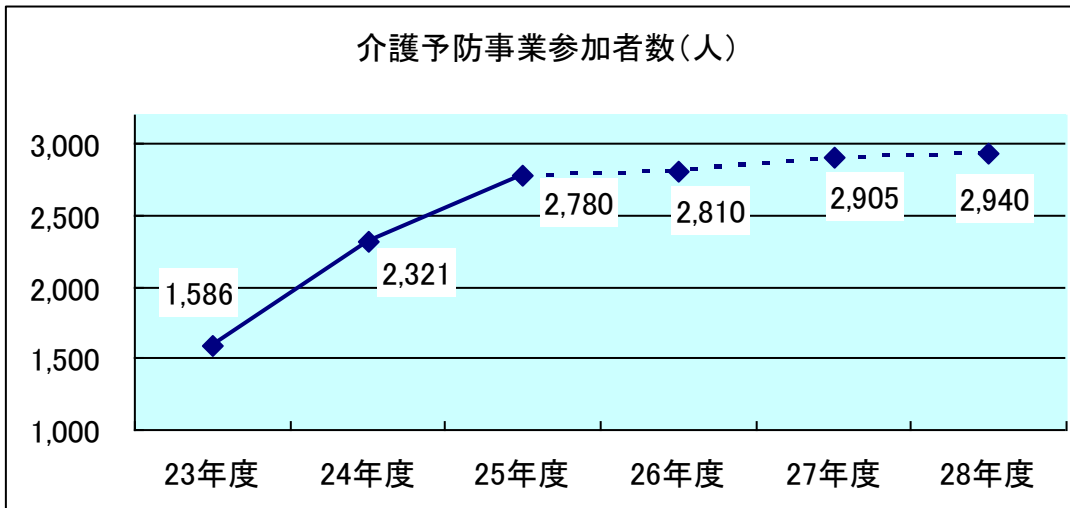
【指標の設定理由】

高齢期になっても、可能な限り健康で自立した生活を送り、介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で生活が続けることができるための支援が求められます。そこで、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が、気軽に介護予防や介護に係る相談ができる機関となり、地域の関係機関と連携して生活を支えていくための地域拠点となっていくことが大切です。また、地域の方々との連携を一層深め、安心できる地域づくりを進めます。

【目標値の考え方】

過去の実績と高齢者あんしん相談センターの分室設置の効果を勘案して、センターが受ける相談件数が毎年12～13%ずつ増加することを目指します。

(2) 介護予防の促進



【指標の設定理由】

要介護状態にならないように、介護予防の必要性の高い二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に対して介護予防事業を展開します。

高齢者が介護予防の必要性を認識し、自ら介護予防事業に参加することが重要であることから、その参加者数を指標とします。

【目標値の考え方】

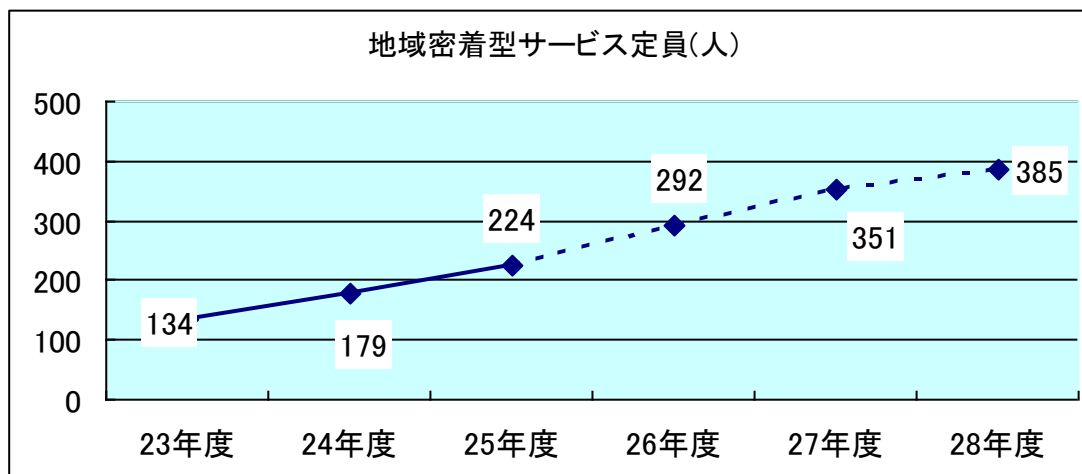
| 参加者実人数 | 23年度 | 24. | 25. | 26. | 27. | 28. |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二次予防事業 | 284 | 380 | 600 | 680 | 680 | 680 |
| 一次予防事業 | 1,302 | 1,941 | 2,180 | 2,130 | 2,225 | 2,260 |
| 合計(人) | 1,586 | 2,321 | 2,780 | 2,810 | 2,905 | 2,940 |

二次予防事業については、参加者が定員を満たすように事業内容等を検討して実施していきます。

一次予防事業については、介護予防体操の地域会場を増設し、身近なところで運動継続の機会を増やしていきます。

平成23・24年度は実績値で、25年度以降は目標値です。

(3) 住み慣れた地域での生活継続の支援



* 23・24年度は実績値。25年度は推計値

【指標の設定理由】

今後、高齢化が進む中で、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で日常生活を継続できるよう支援していく必要があります。

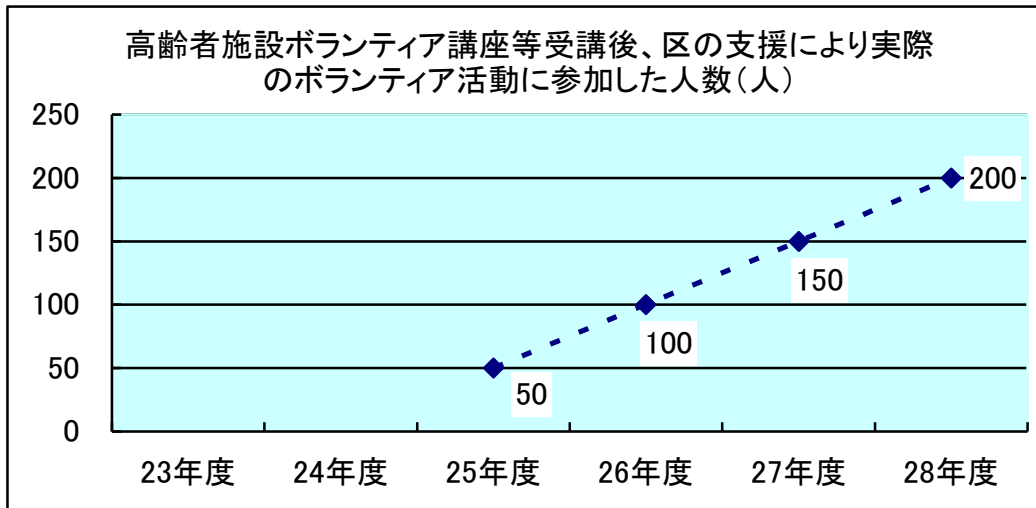
地域密着型サービスはその地域での生活を24時間体制で支えるためのサービスを提供するもので、小規模多機能型居宅介護を提供する施設（小規模多機能型居宅介護拠点）及び認知症対応型共同生活介護を提供する施設（認知症高齢者グループホーム）並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定員を指標とし、「地域福祉保健計画」に基づき整備を進めます。

【目標値の考え方】

地域密着型サービス事業者は公募により区が指定していますが、施設整備の実績としては24年度に認知症高齢者グループホーム2か所（45人）の整備にとどまり、「地域福祉保健計画」の計画数を下回っている状況です。

今後は引き続き公募を行い、公有地の活用も図りながら「地域福祉保健計画」に基づいた整備を目指します。

(4) ミドル・シニア（概ね 50 歳以上）の社会参加の促進



* 25年度は推計値

【指標の設定理由】

本講座は、ボランティア活動に関心のあるミドル・シニアに対して、ボランティアの需要が高い高齢者施設でのボランティア活動に必要な知識・技術・心構え等に関する講座を実施し、実際の活動につなげることにより、ミドル・シニアの地域社会参加を促進するものです。

本講座は、受講後に実際に高齢者施設においてボランティア活動を行うことによる、ミドル・シニアの社会参加を目的としており、本講座の受講後のボランティア参加者数を成果指標として設定します。

また、類似の講座の受講生が高齢者施設のボランティアとして活動することを支援し、上記講座の受講生と併せて活動参加者数の増加を目指します。

【目標値の考え方】

平成 24 年度から実施する高齢者施設ボランティア講座を本講座は、年間 50 人程度の受講者を予定し、40 人がボランティア活動に参加することを目指します。

その他の講座受講から、毎年 10 人が高齢者施設のボランティアに参加することを目指します。

2-2 障害者福祉

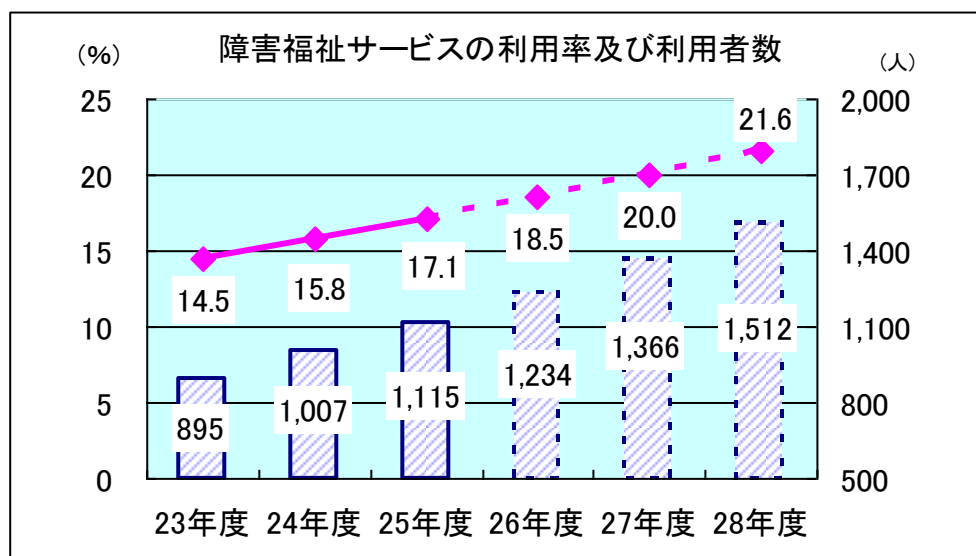
1 将来像

だれもお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

2 今後3か年の進行を管理する主な指標

(1) 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援



* 23・24年度は実績値。25年度は見込値。

【指標の設定理由】

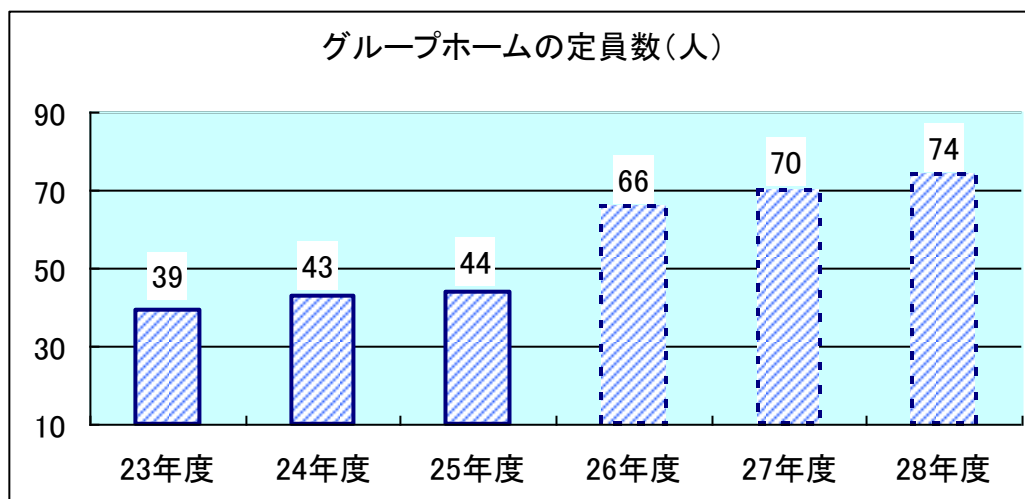
障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに認め合う社会を実現するため、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに適切に提供されているかどうかを障害福祉サービス対象者のうち利用した者の割合で示します。

なお、参考として障害福祉サービス利用者数も併せて表示します。

【目標値の考え方】

障害福祉サービス対象者と利用者の過去の実績を踏まえた上で、毎年、利用率の前年比8%の増加を目指します。

(2) 安心して地域生活を継続できるための基盤整備



* 23・24年度は実績値。25年度は見込値。

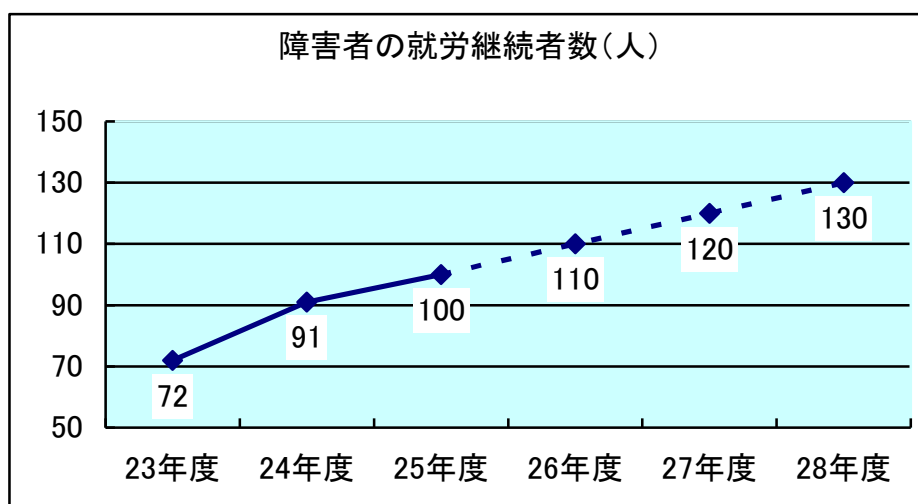
【指標の設定理由】

ノーマライゼーションの理念の下、施設入所者の地域移行や親からの独立など、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、安心・快適に生活できるグループホームの整備により、28年度までに定員74人の達成を目指します。

【目標値の考え方】

障害者本人や家族のグループホーム利用希望ニーズを踏まえつつ、障害者施設としての公有地等の活用見込みや、民間事業者からの整備についての相談状況等を踏まえて定員数を設定しています。

(3) 障害者の就労支援の充実



* 23・24年度は実績値。25年度は見込値。

【指標の設定理由】

障害者が当たり前に通ける共生社会の実現のため、障害の特性と能力に応じた支援を行います。新たに就職するため、または働き続けていくための、サポートを利用者及び企業等に対してきめ細かく、また柔軟に対応していきます。

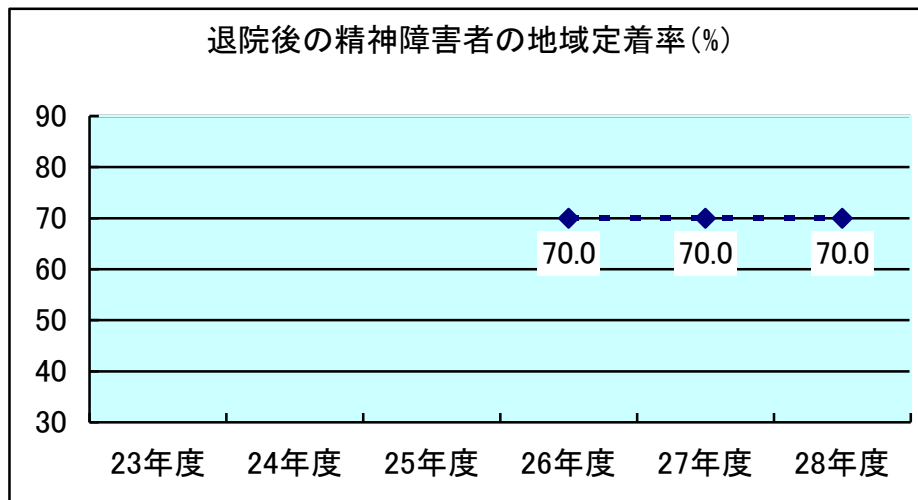
併せて、地域や企業等に対して、障害者就労の周知・啓発活動を積極的に行い、障害者の雇用先拡大に努めます。

就労支援は、職に就くことだけでなく、長く働き続けられることを目的としているため、障害者就労支援センター（平成19年度開設）への登録後、新たに就職し、働き続けている障害者の人数を指標として設定します。

【目標値の考え方】

新規就労者と離職者の過去の実績を踏まえた上で、毎年10人の就労継続者の増加を目指します。

(4) 精神障害者の地域生活の継続



【指標の設定理由】

退院する精神障害者及び在宅精神障害者に対して、24時間安心相談・サポート事業、地域生活安定化事業、地域活動支援センター相談、グループホーム利用などの障害福祉サービスを活用して、地域定着化を図っていきます。

また、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業者、医療機関のメンバー等で構成する連絡会において、進行管理及び1年ごとの在宅生活継続状況を評価していきます。

【目標値の考え方】

新たな退院者のうち、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合を示します。

服薬や受診を中断すると病状が悪化し、再入院となることが多いので、区は、上記の事業を着実に実施しながら、精神障害者の地域生活を支援していきます。

2-3 生活福祉

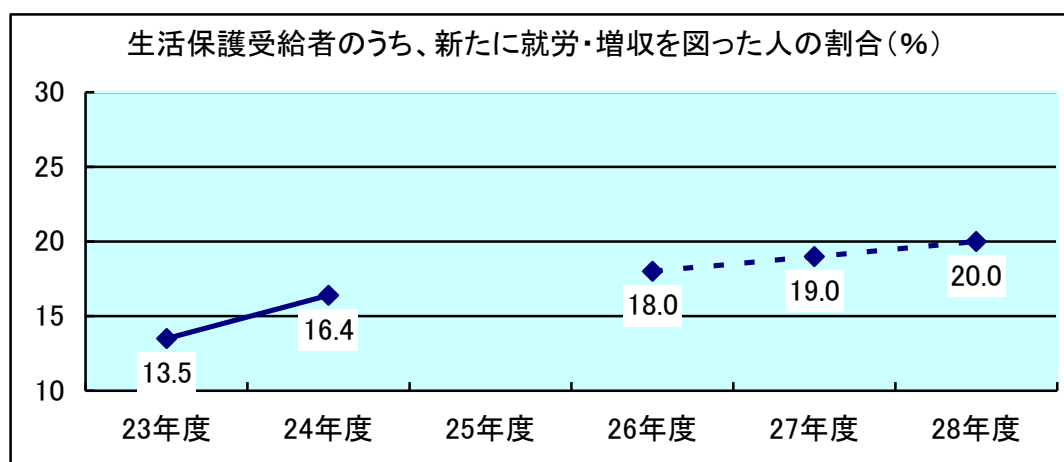
1 将来像

だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

2 今後3か年の進行を管理する主な指標

(1) 生活保護受給者の自立した生活



* 23, 24年度は実績値。

【指標の設定理由】

生活保護受給世帯は依然として増え続け、平成24年度では、前年度比4.7%増の2,131世帯に達しました。

生活保護制度は、単に生活に困窮している人に対して最低限度の生活を保障するというだけでなく、更に積極的にそれらの人々の自立を支援していくことを目的としています。

そのため、就労可能と見られる人の中で、自立に至らないまでも、現に就労していない人が新たな就労に結びついた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標に設定しました。

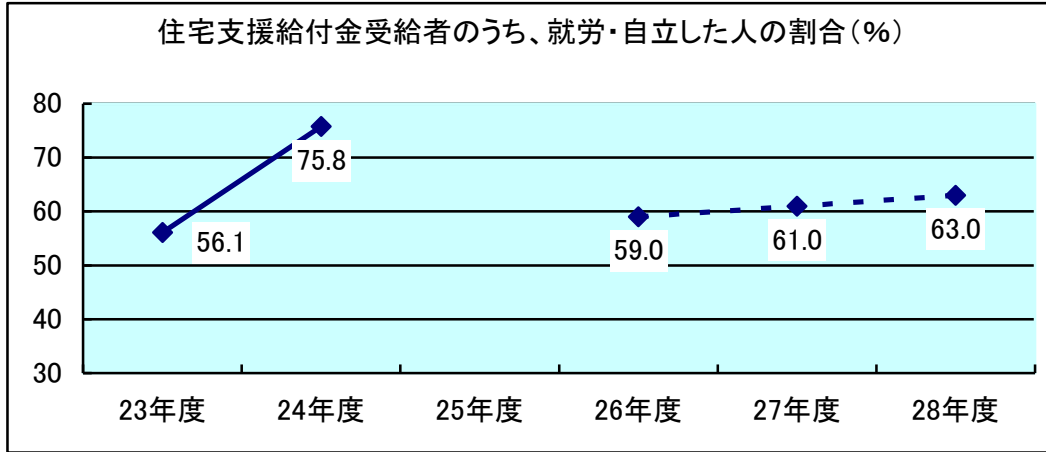
「指標式」：就労者数（新たな就労人数＋増収を図った人数）／稼働人数（年間平均※「その他世帯」人数）

※「その他世帯」…生活保護受給世帯を世帯類型に分類したとき、傷病・障害世帯、高齢者世帯、母子世帯以外の世帯

【目標値の考え方】

24年度実績を踏まえ、毎年1ポイントずつアップすることを目指します。

(2) 生活困窮者の自立した生活



* 23・24年度は実績値。

【指標の設定理由】

「住宅支援給付事業」は、就労能力や意欲があるにもかかわらず、離職し住居を失っている又はその恐れがある者を対象に、住居費の一部を支給し一定の生活支援を行った上で、就労自立を目指す事業です。

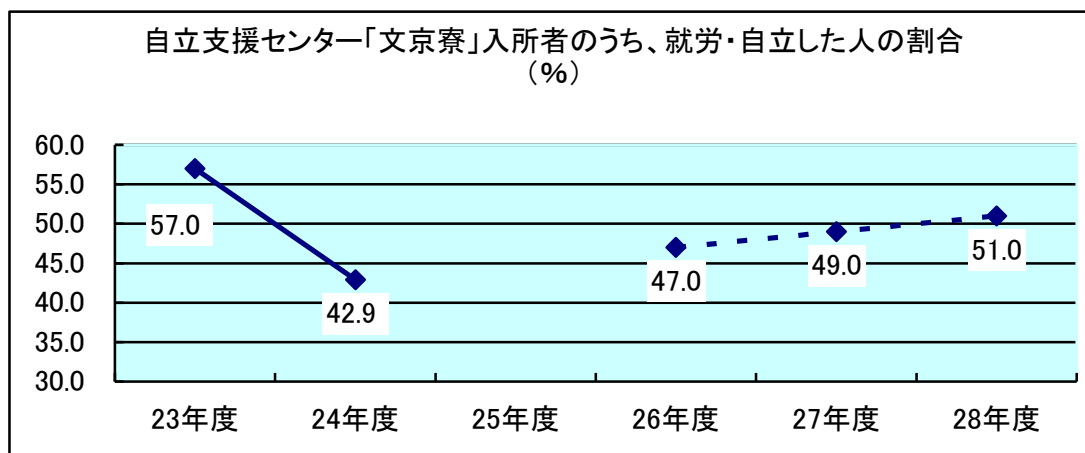
事業対象者は、生活保護に至る以前の経済的な生活困窮者であり、そのような人たちの自立を支援することは、計画の趣旨に見合っています。

そのため、指標としては本事業を活用している者のうち就労自立した人の割合とします。

【目標値の考え方】

制度発足時(平成21年10月)から24年度までの実績(54.6%)を基準として、毎年2ポイントずつアップすることを目指します。

(3) 路上生活者の自立した生活



* 23・24年度は実績値。

【指標の設定理由】

特別区と東京都が共同して、路上生活者の巡回相談から緊急一時保護、就労・自立支援、地域生活継続支援に至る一連の路上生活者対策事業を実施しています。

このような取組みの効果もあり、本区の路上生活者数は25年1月現在、前年同月比で37%減の24人となっています。

第2ブロック（文京・台東・北・荒川の4区）では、自立支援センター「文京寮」（平成27年1月からは台東寮）において、路上生活者の自立支援事業を実施しており、入所者の就労・自立の割合を指標に設定しました。

【目標値の考え方】

24年度実績を踏まえ、毎年2ポイントずつアップすることを目指します。

2-4 健康づくり

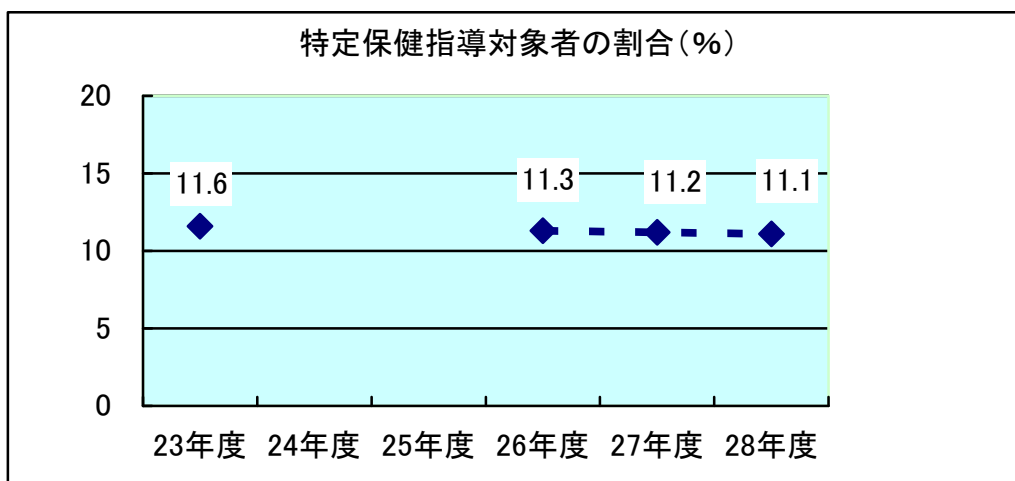
1 将来像

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

2 今後3か年の進行を管理する主な指標

(1) 生活習慣病予防



* 23年度の実績値。

【指標の設定理由】

区民が健康で長生きできるようにするには、日頃からの定期的な運動や健全な食生活を推進することが求められています。

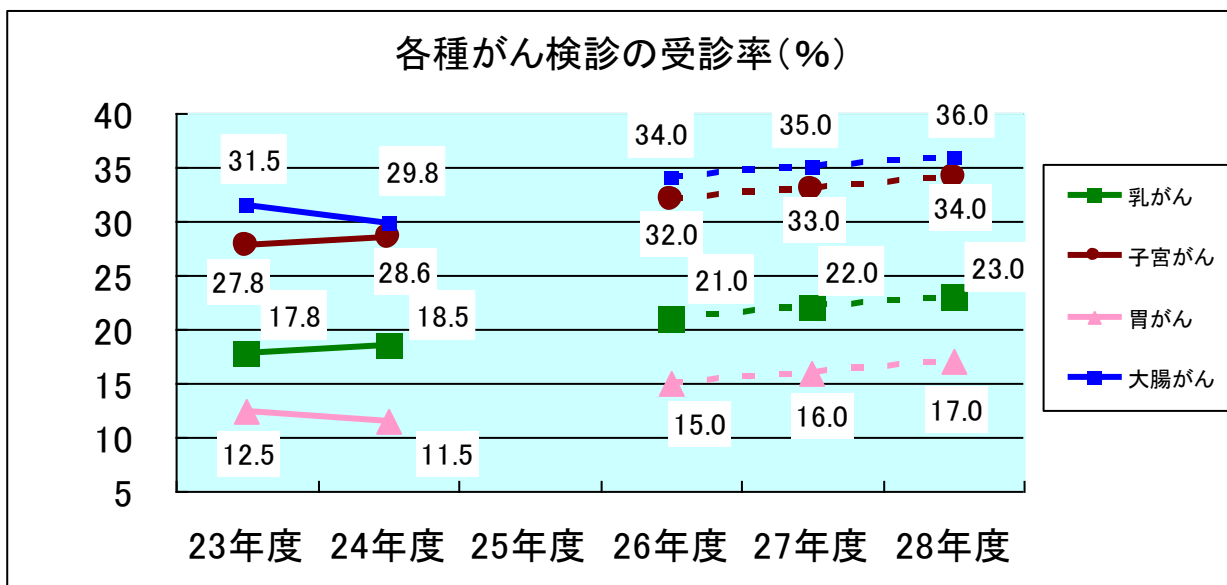
第2期の文京区特定健康診査等実施計画においては、区民が自らの健康状態を把握できる健康診査の受診率向上とともに生活習慣を起因とするメタボリックシンドロームの対象者に対して特定保健指導を実施して、メタボリックシンドロームの対象者を減少してまいります。

特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合を健康づくりの成果指標として、設定するものです。

【目標値の考え方】

第2期文京区特定健康診査等実施計画で想定する健康診査受診者数と特定保健指導対象者数より、受診者と対象者数の割合を目標値としています。

(2) がんの早期発見・早期治療



【指標の設定理由】

区では、がん検診に関する国の指針（対象年齢、受診間隔、健診項目、精度管理等）に基づき、各種のがん検診を実施しています。

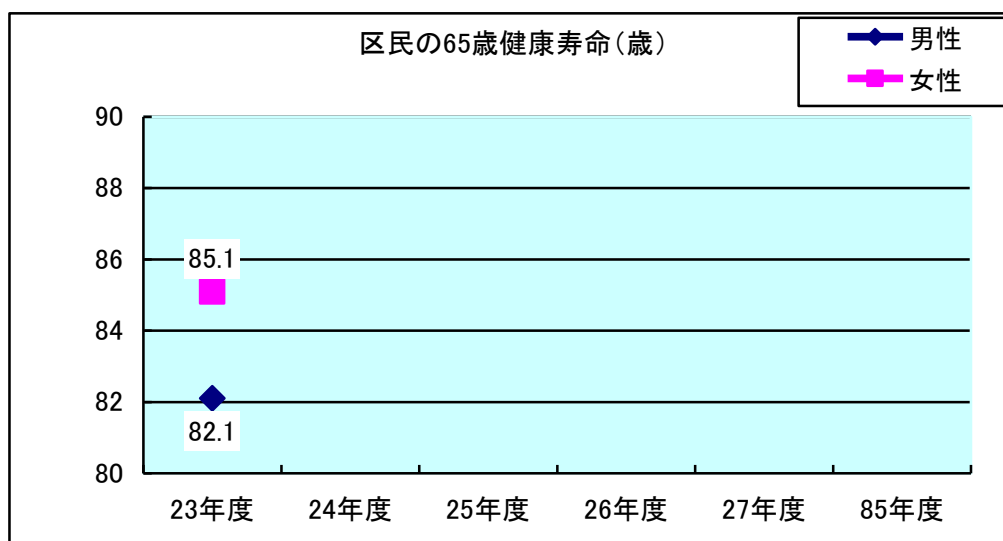
がんは、早期発見、早期治療により延命率が向上するとされていますので、区民のがん予防行動のきっかけとなる普及啓発を図るとともに、受診者の利便性に配慮することで、各種がん検診の受診率増加を目指します。

区民の健康づくりの成果指標として、各種がんの受診率を設定します。

【目標値の考え方】

文京区の実績は、国の目標を達成できていない状況ですが、東京都区部平均を上回っているため、過去の実績から年1ポイントの向上を目指します。

(3) 区民の健康づくりの推進



* 23年度は実績値。

【指標の設定理由】

「健康日本21」において、「高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上により、健康寿命の延伸を実現することが重要である」との方針が示されています。

文京区においても同様の認識のもと、健康づくりに関する各施策によって健康寿命の延伸を図る必要があるため、その成果指標として【区民の65歳健康寿命】を設定します。

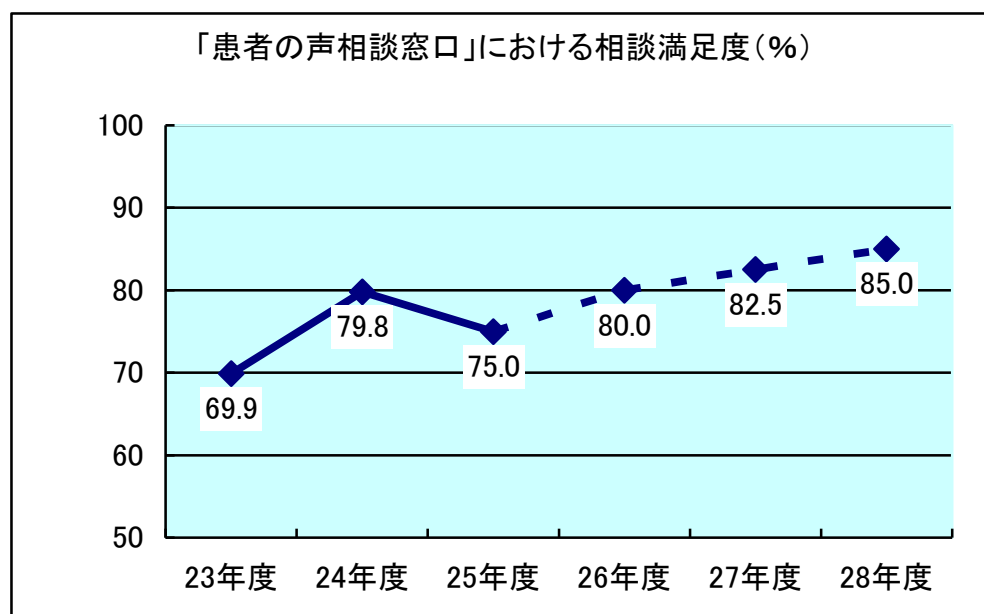
※「65歳健康寿命」とは、65歳の人、何らかの障害のために要介護認定（ここでは要介護2の認定）を受けるまでを健康な状態と考え、要介護認定を受けるまでの平均期間（平均自立期間）を加えたものです。

【目標値の考え方】

過去5年間で実績数値が上下していることも踏まえ、ここでは年0.1歳の健康寿命の延伸を目標として設定します。

*24年度実績集計後、目標値を定めます。

(4) 適切な受診行動の支援



* 23、24年度は実績値。

【指標の設定理由】

「患者の声相談窓口」では医療や診療所等に関する電話相談を行っています。中立的な立場から相談業務を行い、区民が医療サービスの適切な選択を自ら判断・決定することができるよう問題解決に向けた助言や情報提供を行います。相談はその殆どが匿名で、特別な事情がない限り相談者の氏名や連絡先を聞くことはありません。

相談窓口で適切な情報提供等ができたか否かについての相談者の納得度について、「1納得した」「2おおむね納得した」「3あまり納得せず」「4納得せず」「5不明」の5段階で評価し、満足度の向上を目指します。

【目標値の考え方】

過去の実績から、平成24年度実績を上回ることを目指します。

2-5 生活衛生環境

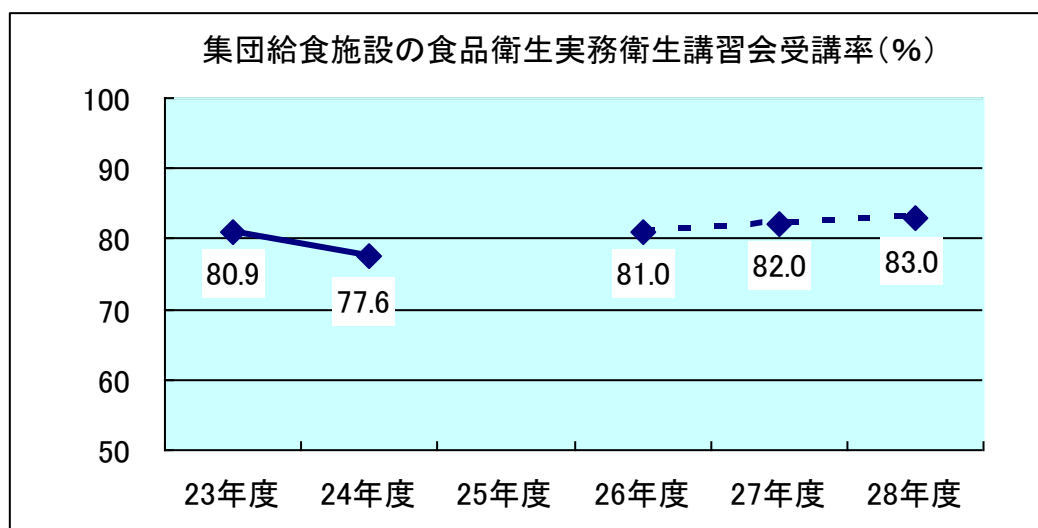
1 将来像

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

2 今後3か年の進行を管理する主な指標

(1) 食を守るための普及啓発



* 25年度は実施前のため数値化不可

【指標の設定理由】

食中毒防止対策としては食品関係事業者の自らの責任における自主管理の実施が最も需要であり、そのためには食品衛生に関する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めなければなりません。

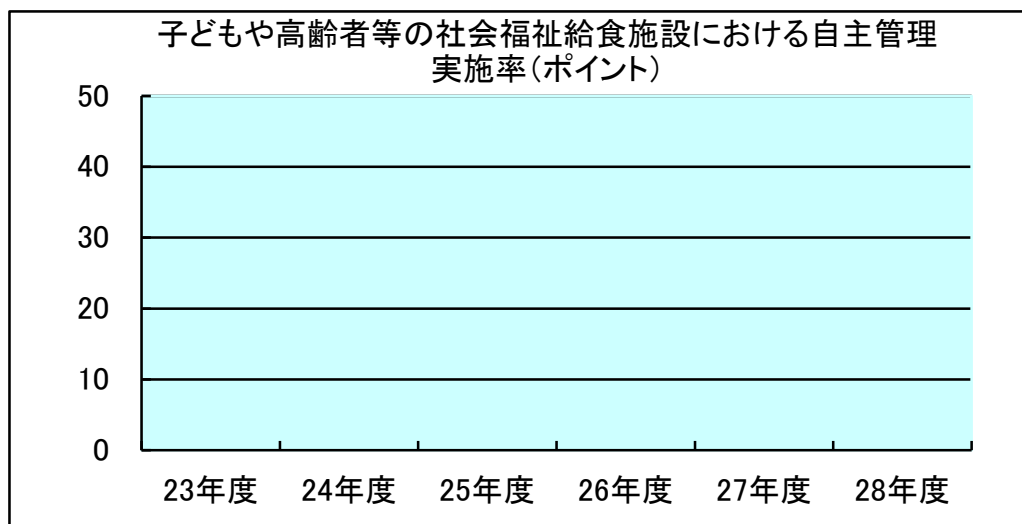
中でも集団給食施設（飲食店営業（給食）、届出集団給食施設）は食中毒発生時に大規模な患者発生につながることから、衛生教育は「衛生管理運営の基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「ノロウイルス対策チェックリスト」等に基づいて行われる必要があり、全ての食品関係従事者の食品衛生に関する正しい知識の取得と実践が必要になります。

集団給食施設数に対する文京区が実施する食品衛生実務講習会を受講した施設の割合を指標として設定するものです。

【目標値の考え方】

平成 24 年度の実績値が 23 年度を下回っているため、平成 23 年度を上回り平成 28 年度までに 3 ポイント以上の参加率の増加を目指します。

(2) 食品衛生に関する自主管理の実施



【指標の設定理由】

文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するために、文京区食品衛生監視指導計画を作成し、食品関係施設の自主管理の推進をしています。

食中毒防止対策としては、食中毒発生時に大規模な患者発生につながる大量調理施設、中でも食中毒発生時に患者が重篤化する恐れがある学校、保育園、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対する監視指導を重点的に実施していますが、事業者の自らの責務で行う自主管理の実施が最も重要になります。

しかしながら、保育園等児童福祉施設や高齢者向けの福祉施設は近年急激に増加し、中には食品衛生に関する自主管理が適切に行われていない施設も見受けられます。

これらの施設の衛生管理は「衛生管理運営の基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「ノロウイルス対策チェックリスト」等に基づいて行われる必要があります、この中から特に重要な個所について実施状況をポイント化して指標とします。

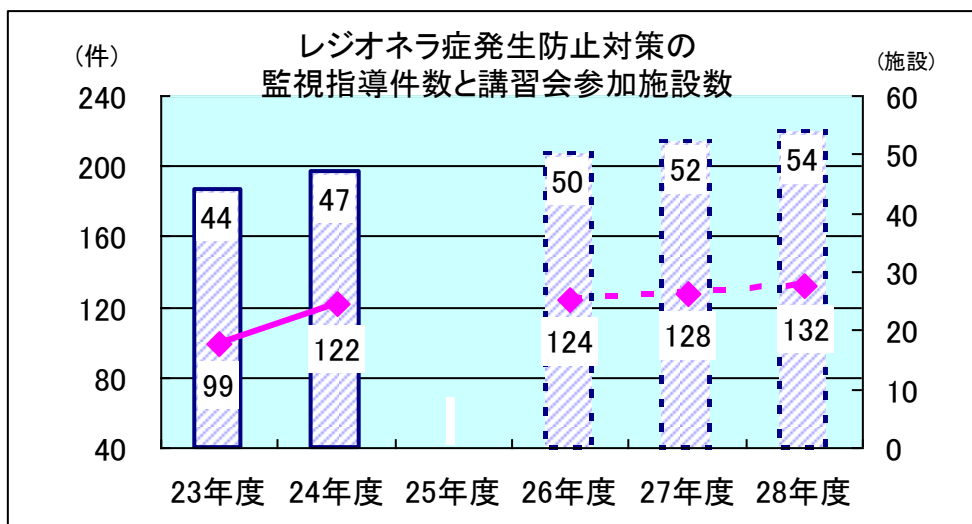
【目標値の考え方】

指標は下記の5項目について実施状況を確認し、10ポイント満点としてポイント数の向上を目指します。

- ①点検表の整備、及びその記録
- ②検食の保存
- ③食品関係従事者の検便の実施
- ④食品衛生責任者の食品衛生実務講習会の受講
- ⑤食品衛生従事者に対する衛生教育の実施

*平成 25 年度の実績に基づき、目標値を設定することとします。

(3) 環境衛生関係営業施設等の衛生水準の向上



* 25年度は実施前のため数値化不可

【指標の設定理由】

環境衛生関係営業施設等の、衛生的で安全・安心な施設環境を確保するためには、保健所の監視・指導と事業者の自主衛生管理が必要です。

近年、入浴施設等を感染源とするレジオネラ症が増加傾向にあります。レジオネラ症は、免疫力の下がる高齢者、がん・糖尿病などの基礎疾患のある人が罹患しやすい傾向にあり、重篤になる場合があります。

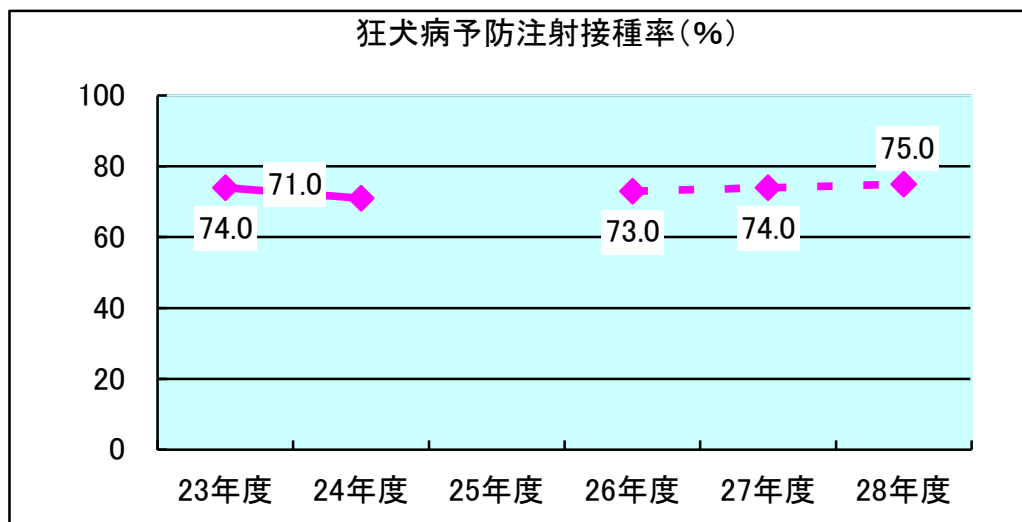
そこで、多数の高齢者が利用する公衆浴場、介護保険施設等での発生を防止するため、監視・指導を通じて衛生管理の支援を実施します。

また、各施設に対して知識・技術を習得する衛生管理講習会を開催して、意識の向上を図ります。

【目標値の考え方】

各施設がレジオネラ症発生防止対策に必要な知識・技術を習得する機会を増やし、衛生水準の向上につながるよう、過去の実績を踏まえ、平成28年度には監視指導件数132件、講習会参加施設数54施設を目指します。

(4) 飼い犬の狂犬病予防注射接種の徹底



【指標の設定理由】

狂犬病は、狂犬病ウイルスによって致命的な脳炎がおきる急性の感染症で、世界中で流行しています。狂犬病を発症した人は100%死ぬといわれています。現在、日本では狂犬病は確認されていませんが、いつ海外から侵入するかもしれません。万が一国内で狂犬病が発症した場合、病気の拡大を防ぐためには犬に狂犬病の免疫を持たせておくことが重要です。

犬の飼い主は、狂犬病予防法で狂犬病予防注射の接種と狂犬病予防注射済票の犬への装着が義務付けられていることから、飼い犬の狂犬病予防注射接種について、飼い主に周知徹底を図ります。

【目標値の考え方】

平成23年度及び平成24年度の実績を踏まえ、平成28年度まで、毎年狂犬病予防注射接種率の1%増を目指します。